

柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金取扱要領

本取扱要領は、新潟県柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金交付要綱（平成22年12月17日告示第161条。以下「交付要綱」という。）に定める事項のほか、申請及び審査等に必要な事項を定めるものである。

（補助対象者）

第1条 交付要綱第3条に定める交付対象者は、交付対象住宅に係る次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所有権を有している者又はその成年後見人（固定資産税課税明細書又は固定資産評価証明書（家屋）の写し若しくは登記簿謄本の写し。成年後見人の場合は加えて成年後見人であることが分かる書類）
- (2) 所有権を有している者の二親等以内の親族
- (3) 固定資産税の納税義務者（固定資産税課税明細書又は固定資産評価証明書（家屋）の写し）
- (4) 売買契約書に記載のある購入者（売買契約書の写し）
- (5) 賃貸契約書に記載のある賃借人（賃貸契約書の写し）
- (6) 実績報告時までに相続登記が完了する見込みのある者（手続中であることを確認できる書類）

（交付申請書類の取扱い）

第2条 交付要綱第5条に基づき提出された交付申請書及び添付書類は、いかなる理由があっても申請者に返却しない。

（補助金交付決定後における中止）

第3条 補助金交付決定後において、リフォーム工事の中止等の事情が生じた補助対象者は、速やかに補助事業中止届（別記1号様式）を提出しなければならない。

（変更交付申請兼実績報告）

第4条 交付要綱第8条に定める変更交付申請兼実績報告書の提出期限は、毎年度2月末日（ただし閉庁日を除く。）とする。

（1年以上にわたり居住者がいない家屋の解釈）

第5条 交付要綱第2条第2号に定める1年以上にわたり居住者がいない家屋は、1年以上にわたり使用されていないことを含むものとする。

（空き家リフォーム工事に係る賃借人による補助金交付申請書の提出）

第6条 空き家リフォーム工事について賃借人が補助金交付申請書を提出しようとする場合は、賃貸借契約書の写しを添付の上、空き家リフォーム所有者同意書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

（空き家リフォーム工事に係る1年以上にわたり居住者がいない家屋の取扱い）

第7条 空き家リフォーム工事に係る補助金交付申請書を提出しようとする場合（空き家バンク利用者を除く）は、次のいずれかの書面を提出しなければならない。

- (1) 当該建物が位置する町内会の町内会長等による1年以上空き家であることの証明書（別記第3号様式）
- (2) 柏崎市上下水道局が発行する水道の使用実績表（ただし、使用実績が月平均5立法メ

ートル以内の使用である場合に限る)

(補助対象工事における塀に関する工事の取扱い)

第8条 補助対象工事における対象の塀は、ブロック造又は組積造のもののみとする。

2 補助対象工事において塀に関する工事は、次に掲げる各号の全て満たしていることの場合に限り、対象とすることができる。

- (1) 塀が道路や通学路などに面していること。
- (2) 塀の高さ地面から0.6m以上であること。
- (3) 地震時に転倒及び倒壊する危険性があること。

3 補助対象とする工事内容は、次のとおりとするものとし、補強又は同種の塀の再築は補助対象外とする。

(1) 撤去工事の場合

ア 塀の全部を解体し撤去する工事費

イ 地面からの高さを0.6m以下とするための塀の上部を撤去する工事費

ウ 上記ア又はイに付随して実施する運搬及び処分に要する経費、仮設費、交通誘導員に係る安全対策費、撤去部分に係る補修費、工事に要する工具・消耗品費及び諸経費

エ 上記アからウまでのうち道路に面していない部分に係る工事は補助対象外とする。

(2) 新設工事の場合

ア 塀の撤去工事に併せ跡地に対し軽量なフェンスを新設する工事

イ 塀の撤去工事に併せ生垣等を新設する工事

ウ 上記ア又はイのうち道路に面していない部分に係る工事は補助対象外とする。

(耐震化工事、省エネ化工事等実施に係る交付申請時の留意点)

第9条 補助対象工事において、耐震化工事、省エネ化工事等を行う場合、材料や機器カタログなど、当該工事を行うことにより性能又は機能が向上することを証明できる書類を添付した上で、交付申請を行わなければならない。

(申請者が補助対象住宅の所有者でない場合の取扱い)

第10条 申請者が補助対象住宅の所有者でなく、かつ補助金交付申請書を提出しようとする場合は、所有者同意書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

附則 この取扱要領は、令和7年4月1日から施行する。